

第 1 回メモリアルグリーン指定管理者選定委員会議事録

■ 日 時

平成 17 年 12 月 17 日(土) 午後 1 時 30 分から 4 時 10 分まで

■ 場 所

関内駅前第 2 ビル 2 階特別会議室

■ 出席者等

(1)メモリアルグリーン指定管理者選定委員(五十音順) 5 名

伊部慶一委員、金子忠一委員、田村貞子委員、前田博委員、横田睦委員

(2)事務局

野村生活衛生部長、島田新墓園整備担当課長 外 5 人

(3)傍聴者 3 名

■ 議事内容

1 開 会

2 挨拶 (衛生局 野村生活衛生部長)

3 委員紹介

4 事業概要等説明

5 選定委員会の設置の趣旨及び指定に関する要項等の説明

6 議 事

(1) 委員長、副委員長の選出

伊部委員を委員長に、前田委員を副委員長に選出

(2) 議事の公開について

・事務局から本委員会は「横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱」を準用することを基本に、会議の公開を原則とし、本選定委員会で会議の一部又は全部の非公開を決定できる旨を説明した。

・委員から第一回目は、総論の議論であり原則公開とし、第 2 回、3 回は個別の審議と
いうことであり、各委員の自由な意見交換を行うため原則非公開とすることが適当である。

会議や議事録の公開のほか、応募者の提出書類について審査結果に対して応募者が納得
するためには公開すべきだが、その時期が早すぎると公平な競争にならない。

との意見が出され、以下のとおり決定しました。

① 第 1 回委員会は原則公開、第 2, 3 回委員会は自由な意見交換、議論を行うため、
非公開とする。

② 議事録については、選定委員会終了後、各委員の確認を得た後、公表する（発言者名は非公開）。

第2回及び第3回委員会については、選定が終了した後に公表する。

③ 選定結果については、優先交渉権者、次点交渉権者について団体名、得点を公表し、優先交渉権者については提案資料も公表する。ただし、採点した各委員名は非公開とする。

(3) 選定スケジュールについて

・事務局から選定スケジュールについて説明を行い、以下のように決定しました。

スケジュールについては原案を原則として、審議状況に応じて追加開催を含め対応することとする。第2回日程は平成18年3月2日午後に開催する。

(4) 公募要項、業務基準、申請書類等について

(5) 選定評価基準について

・(4)、(5)について事務局から一括して説明を行った。以下<審議>どおり、原案を一部修正し、修正内容の最終確認は委員長に一任された。

<審議内容>

・業務基準書P6開園時間について、開園時間以外は散歩なども入れないということか。P8管理事務所の運営の常駐は開園時間内か、夜間も含んでいるのか、多目的ホールの運営は夜間利用も考えているのか。

→(事務局)墓域については、門扉を設置し開園時間だけ開け、管理事務所の常駐も原則として開園時間とするが、多目的ホールの利用方法の提案によるサービス内容などに応じて開園時間以外も利用できることを想定しています。

・レストハウスの管理区域は公園側と分かれているが、公園が供用開始した場合は、公園の管理者もここに入るのか。

→(事務局)今回の整備は公園との合築で、トイレなど共用する部分もあるが、管理責任面を明確にするために分けている。公園の管理機能は野球場のスタンド下のスペースを予定しているとのこと。

・管理水準(2)では繁忙期が年12日と業務基準書P6の運営時間を延長する期間が年22日とはどのような関係にあるのか。

→(事務局)一般的に年4回の墓参期に対して、土日を含み3日間程度、墓参者が集中すると見込みました。

・公園管理と墓園管理とはっきり分けることができない中間的なゾーンが出ると思うが、その取り扱いをどのように考えるのか。

→(事務局)物理的な管理区域については、明確に示していますが、例えば混雑時の駐車

場の運営などソフトの部分の公園との連携が重要と考えており、基本的な部分についてはハード、ソフトともに公園管理者と協定等で明確化し、これに基づき指定管理者と実際に公園を管理するものと細目を協議、調整していただくことを予定しています。

・指定管理者に基本的に管理を任せるとなると、行政との定期的な連絡会の必要があると思うがどうか。

→(事務局)利用者サービスが始まるまでに、十分協議し、業務内容・サービスが適切に行われるようにします。また、使用許可、使用料関係は横浜市の業務なので、連携して業務を行うことが必要となります。

・個人情報の取り扱い、管理責任等は明確に定めていくのか。

→(事務局)横浜市個人情報保護条例が指定管理者にも適用されるので、取り扱う個人情報の範囲、取り扱い方法、セキュリティの確保など明確に定める予定です。

・公募要項P15の指定管理者は主要な運営業務の委託はできない、となっているが、何が主要な業務なのか明記されていない。公募要項で明記する必要はないと思うが、質問の回答等ではっきりさせたほうが良い。

→(事務局)主要業務の範囲を整理して、事業者説明会で説明させていただきます。

・公募要項P10の6応募資格のアの市から指名停止処分を受けていないこと、の規定は他都市の場合はどうなのか明示しておくべき。

→(事務局)準じた形で取り扱うことを明示します。

・公募要項の中で第2回、3回の選定委員会ではそれぞれ何をという風にかかれていますが、もう少し流動的な表現のほうが良いのではないかと。

→(事務局)変動することもあるということを明示します。

・業務基準P8の管理体制として、原則として常勤職員1名、非常勤職員を加えて2名以上常駐するということだと思うが、18年度は常駐が必要な期間を別に定めるなど記載方法も含めわかりづらい。特に、18年度は募集の期間の対応も含め、きちんとした対応ができるようにという意味合いがわかるようにすべきではないかと。

→(事務局)指摘いただいた趣旨に沿って修正します。

・新設の施設なので、指定経費の上限額が示されているが、提案内容が効率的かなどをみると概算の積み上げ根拠がないと審査をする上で難しい。

→(事務局)審査用に用意します。

・様式集の一覧の備考に各様式とも原則2枚以内となっているが、原則としているのでわかりにくい。また、様式20は当然2枚以上になる。

→(事務局)原則を取り、様式20については各年度につき2枚とします。

・このような新しい事業の場合、経験のない企業等が応募してくると考えるが、どのように評価すべきと考えているのか。

→(事務局)本事業の整備方針、コンセプト、施設概要、具体的な管理水準を提示しており、これに基づく提案内容で判断いただきたいと考えています。